排出抑制等指針について

- ◆ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、事業者が、温室効果ガスの排出抑制のために講ずべき措置 (努力義務)を部門別に示すものとして国が策定。
- ◆ 現在、産業部門(製造業)、業務部門、廃棄物処理部門、日常生活部門について策定済み。

今回の改正案の概要

- ◆ 上水道・工業用水道部門及び下水道部門について、温室効果ガス排出実態、最新の対策技術の動向やその取組状況を踏まえて、全ての事業者等が取り組むべき措置を新たに規定。
- ◆ 上水道・工業用水道部門の概要

水道事業では、 $424万t-CO_2/年$ (我が国全体の約0.3%、H24年度)の CO_2 を排出。エネルギー消費の大部分は電力であり、圧送用ポンプの運転等により、約74億kWhの電力を消費。

工業用水道事業は、基本的に上水道施設と同様の施設構成。

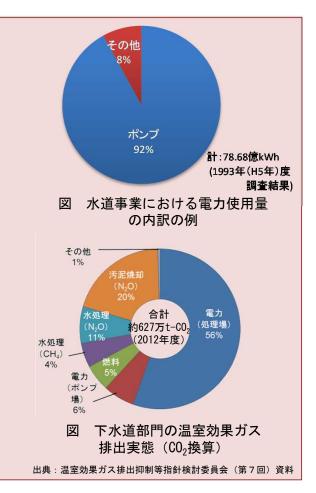
このため、高効率ポンプ等の導入、運転時間等の調整を行うことや小水力発電等の再工ネ導入等の措置を規定。併せて、水利用の効率化につながる施設の再構築等のソフト対策を明記。

◆下水道部門の概要

627万t-CO₂/年(我が国全体の約0.5%、H24年度)を排出。電力・燃料使用に伴うCO₂のほか、汚泥焼却等によりN₂Oが発生。

このため、高効率ポンプ・ブロワ等の導入、運転時間等の調整を行うとともに、 N_2 O排出の少ない焼却炉、汚泥燃料化設備の導入等の措置を規定。併せて、機器・設備等の最適な取組の組み合わせ等のソフト対策を明記。

更に、終末処理場等における温室効果ガス排出量の目安を設定。



今後のスケジュール

◆ パブリックコメントの結果等を踏まえて平成28年2月頃に告示の予定。